

ぼうさい掲示板

いざというときの災害に備えましょう

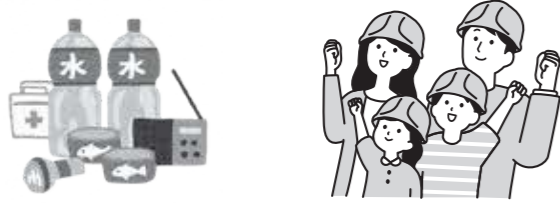
長期化する避難生活も、備えて安心

防災備蓄の重要性

災害が起きた際、まず大事になってくるのが自助^(※)の行動です。自分の身は自分で守るという意識が、災害時の命を左右します。これから来る災害に備えた自助の一つとして、非常食の備蓄があげられます。

電気やガス、水道といったライフラインが止まってしまうなど、日頃からいつ来るかもしれない非常時に対応するために、飲料水や非常食を備蓄しておくことで、長期化する避難生活に備えましょう。

※自助とは、自らの身は自ら守ることです。主に事前の防災対策から、他人に頼れない発災時に、災害での命を左右するのは、自助努力にかかっています。



避難の際に持ち出すもの 非常時持出品の一例

- 水
- 食料
(調理不要な食べ物・最低3日分)
- 衣服・下着
- 雨具
- ヘルメット
- 軍手
- 懐中電灯
- 携帯ラジオ
- モバイルバッテリー
- 救急用品
- 洗面用具
- 歯ブラシ・歯磨き粉
- タオル
- 上履き
- 衛生用品・生理用品



※貴重品(通帳、現金、保険証など)も一緒に持ち出しましょう

利根町行政アプリをインストールしよう

重要なお知らせや、補助金・くらしのサポート情報、災害から自分や大切な人の命を守るための防災情報などを、町民の皆さまへ発信します。

右のQRコードまたは下記のURLからインストールできますので、ぜひご活用下さい!

◆ URL: <https://www.town.tone.ibaraki.jp/page/page004394.html>



問い合わせ先 防災危機管理課防災係 ☎ 68-2211 (内線 322)



問い合わせ先 防災危機管理課防災係
☎ 68・2211 (内線 322)

● 期日 令和5年7月18日(火)から7月21日(金)まで
● 時間 午前9時から午後5時まで
● 場所 利根町役場 イベントホール
● 予定展示物 利根川・小貝川の水害の写真、利根町及び周辺の洪水浸水想定区域図など

近年、大型台風や局地的な集中豪雨により、全国各地で激甚災害が発生しています。過去の水害を風化させず、いつ発生するかわからない水害に備えるため、利根川・小貝川の水害の歴史についての写真パネルを展示いたします。

皆様のご来場をお待ちしております。

水害の歴史写真パネル展開催のお知らせ

緊急通報システム事業のお知らせ

町では、ひとり暮らし高齢者などが自宅で安心して生活していただくことを目的に、急病・事故等の緊急時に非常ボタンを押すことで消防本部に通報できる緊急通報装置の貸し出しを行っています。

対象者

- ・ 町内に住所を有する 65 歳以上の病弱な高齢者のみで構成する世帯
- ・ 町内に住所を有するひとり暮らしで外出が困難な重度身体障害

内容

- ・ 緊急時に「緊急事態であることを伝える」ためのサービス
- ・ 非常ボタンを押すだけで直ちに消防署に通報される端末やペンダント型無線ボタン、コール型有線の貸し出し

申請方法

- ・ 民生委員を通じて申請してください。

注意事項

- ・ ひとり暮らし高齢者台帳への登録が必要になります。
- ・ 調査から設備まで約1カ月かかります。
- ・ 緊急時は警察や消防などの関係者が安否確認のため住居地内に立ち入ることがあります。
- ・ NTT 東日本回線のみ設置できます。
- ・ 認知症の方は設置できません。
- ・ 愛の定期便との併用はできません。

問い合わせ先 福祉課 高齢介護係 ☎ 68-2211 (内線 124)

在宅介護慰労金支給事業のお知らせ

介護保険サービスを1年間利用せず、在宅の寝たきり高齢者や認知症高齢者等を介護している家族へ、慰労金を支給します。

対象者

- ・ 町内に居住しており、7月31日時点で満65歳以上となる高齢者で、下記のすべてを満たす方を介護している家族等
- ＊介護認定で要介護3～5に認定された在宅の高齢者・認知症高齢者等
- ＊7月31日以前1年の間に介護保険サービスを利用しなかった在宅高齢者(7日間までの短期入所生活介護及び短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具購入、住宅改修を除きます。)

支給金額

- ・ 要介護3…2万円(要介護3の方は町民税非課税世帯)
- ・ 要介護4・5…3万円

申請方法

- ・ 役場1階、福祉課窓口にある申請書に、必要事項を記入の上お申し込みください。

申請期間

- ・ 令和5年8月1日(火)から令和5年9月29日(金)まで

問い合わせ先 福祉課 高齢介護係 ☎ 68-2211 (内線 124)